

## 相談窓口(無料)

☎=予約など申し込み用電話番号 ㊟=問い合わせ用電話番号 ㊦=電話での相談ができる電話番号

相談名	日時/申込み・問合せ	場所
福祉総合相談窓口	火～土曜日 9:00～16:00(受付時間) ㊦☎079(430)6000	
障がい者相談員相談	知的障がい者(児)相談 精神障がい者(児)相談 発達障がい者(児)相談	福祉会館
	身体障がい者(児)相談	
障害福祉なんでも相談室(予約が必要)	知的障害 毎週火曜日 精神障害 毎週金曜日 10:00～12:00(祝日を除く) ㊟☎総合相談窓口☎079(430)6000 同様な悩みや経験をしている人に相談したい人のために、障害のある人またはその家族が相談を伺います 社会福祉士などの資格をもつ専門家が伺います	福祉会館
成年後見相談	11月9日(火)、24日(水) 10:00～16:00 ㊟☎総合相談窓口☎079(430)6000 社会福祉士の資格をもつ専門家が伺います	福祉会館
生活困窮など相談	毎週木曜日 10:00～16:00(祝日を除く) ㊟☎総合相談窓口☎079(430)6000 家賃が払えない、生活できないなどの生活の困りごとの相談を伺います	福祉会館
地域ふれあい介護相談	毎日、下記の各事業所で相談を伺っています	福祉会館
	あっぷるグループホーム播磨 ㊟☎078(944)1799 CHIAKIほおずき播磨 ㊟☎078(949)1566 小規模多機能型居宅介護みんなの家 ㊟☎079(437)1002 あえの里式番館 ㊟☎079(436)6001 ゆとり庵 大中 ㊟☎079(441)2770	
福祉相談	11月17日(水) 13:30～16:00 ㊟☎播磨町社会福祉協議会☎079(435)1712 民生委員・児童委員がご相談を伺います	福祉しあわせセンター
母子父子家庭相談(予約が必要)	11月12日(金)、26日(金) 10:00～15:00 ㊟☎福祉グループ☎079(435)2362	福祉グループ
子育て相談	毎週月～土曜日(祝日を除く) 10:00～16:00 ㊟☎北部子育て支援センター☎078(944)0717 ㊟☎南部子育て支援センター☎079(437)4188	福祉しあわせセンター
	臨床心理士による子育て相談(予約が必要)	
	主任児童委員による子育て相談	
	子どもの悩み相談	
臨床心理士による子育て相談(予約が必要)	11月4日(木) 13:00～15:00 ㊟☎北部子育て支援センター☎078(944)0717 11月25日(木) 13:00～15:00 ㊟☎南部子育て支援センター☎079(437)4188	福祉しあわせセンター
主任児童委員による子育て相談	11月22日(月) 13:30～16:00 ㊟☎播磨町社会福祉協議会☎079(435)1712	福祉しあわせセンター
子どもの悩み相談	月・火・木・金曜日 9:00～16:00 ㊟☎ふれあいルーム☎079(437)4141 播磨町教育委員会内の相談室です	ふれあいルーム(第2庁舎)

### 成年後見相談でお話しませんか?

▶問合せ 総合相談窓口 ☎079(430)6000  
社会福祉士がお待ちしています。

▶日時 11月9日(火)、24日(水)  
10:00～16:00(予約優先)

▶場所 福祉会館

### 成年後見サロンを開きます!

11月9日(火)の相談日13:30～14:30は、気軽におしゃべりできるサロンとして、「播磨町版!!エンディングノートをつくろう」を開催します。定員4人のため希望者は5日前までに予約をしてください。

### 成年後見って?

成年後見制度は、認知症や精神疾患などにより、判断能力が十分でない人に対し、生活の中で必要な手続きや契約、介護や福祉サービスの導入や入院時の対応、金銭や不動産などの財産管理について、ご本人の代理または同意や取消しを行い、安心して生活できるように支援する仕組みです。

### 成年後見人すずさん活動記⑭

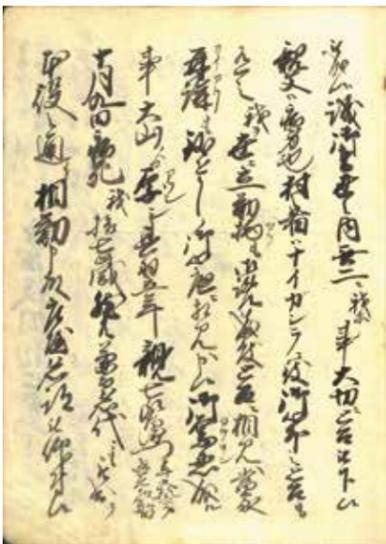
○月×日 Tさんの永代供養の希望

成年後見人のTさんは、最近物忘れが多くなってきましたが、息子さんの話では「お墓を永代供養にしたい。その方が気楽で安心だ」と話し合ったことがあるとのこと。Tさんに尋ねてみると、息子が遠くにいること、お墓の世話をすることを期待できないことを繰り返し話されました。大切な事なので、何度も日や場所を変え確認しました。その後、息子さんにも協力してもらい永代供養先を探して、移すことに。大きなお金が必要であったため、家庭裁判所にも伝え、後見人がTさんにかわり契約を進めました。今もTさんは「お墓を永代供養にしたい」と時々話されますが、「もう、永代供養にしましたよ」と伝えると、少し驚かれたあと、「そうか、そうか、それなら安心だ。わしもいつでも…」と仰るので「Tさんは、まだですよ」と繰り返すのが、訪問時の合言葉のようになっていました。

## 郷土に尽くした苦勞人庄屋

うめたにしちえもん きよまさ  
梅谷七右衛門清政 3

梅谷七右衛門清政(1683～1762 以下「清政」)は天和3年(1682)、東本庄村の庄屋の家に生まれました。元禄12年(1699)、父親の七郎衛門が亡くなり、満16歳の若さで庄屋を継ぐことになりました。その当時、村は決して豊かではなく、苦難の人生を歩むことになりました。



▲「愚胸記」  
父親が亡くなり、庄屋を申し付けられることが書かれている



▲姫路城  
村人の窮状を姫路の藩公に訴え、銀十貫目を借り受ける

## 藩公より銀十貫目を借り受ける

清政が庄屋を継いだころ、村は経済的にかなり苦しい状態にありました。清政は新田開発を藩に願って進めましたが、その翌年、風害による不作によって米価が高騰。その上、不漁が重なって村に多くの飢饉に苦しむ人が出ました。

清政は困り果てている状態を必死に藩公に訴え、ついに銀十貫目を借り受けました。これは当時の御領分内においては、本当に珍しいことであつたと『愚胸記』に書かれています。

そしてこの銀子は村人達に公平に分配され、村の窮状を救いました。その後、清政は新田開発に熱心に取り組み、5年後にはこの借金を藩に完済しています。

## 魚問屋「八幡屋」を開業

藩より借りた公的な借金は完済したものの、清政は私的には多くの借財を抱えていました。その大部分は父親の代から受け継いだものでしたが、利子がかさんで家計は苦しかったようです。

そこで清政は高砂の魚問屋から商売の方法を学び、自分の生まれ年の守護神にちなんで屋号を「八幡屋」と定め、魚問屋を始めました。商取引においては、いろいろな工夫をこらして徹底的に無駄をはぶき、ひたすら家業に精励した結果、10年間でかなりの額の借金を完済できました。

▼問合せ 播磨町郷土資料館 ☎079(435)5000

館長 井上珠彦